

確認結果票作成に当たっての解説
(滋賀県公害防止条例の手續確認編)

1. 概要

元請建設工事業業者等は、再生資源利用促進計画を作成する際には、発注者等が行った手續として、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）および条例に基づく届出要否等を確認フロー等の解説に従って確認するとともに、その結果を確認結果票に記載し、現場に掲示する必要があります。このため、環境省により「確認結果票作成に当たっての解説（土壤汚染対策法等の手續確認編）」（※）が作成されたところであり、同資料では法のほか各都道府県等の土壤汚染に関する条例の手續についても確認することとされています。

本資料は、滋賀県において適用される滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号。以下「条例」という。）の土壤汚染対策に係る手續について補足するために取りまとめたものですので、条例の手續状況の御確認に御利用ください。

※ 掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

2. 条例の手續確認事項

以下（1）～（2）について対応の要否を御確認ください。御不明な点は、所管の環境事務所（連絡先は「6. 問合せ先」のとおり）にお問合せください。

（1）条例の届出の要否

以下①～②の対応要否を御確認ください。

① 条例第49条関係

指定有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります（条例第49条第1項）。

なお、条例には、操業を続けることを理由に上記の調査を一時的に免除された土地において、土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査の実施を義務付ける規定はありません。

② 条例第50条関係

指定有害物質使用地で土地の形質の変更を行う際には土壤汚染状況調査を実施し、報告する必要があります（条例第50条第1項）。また当該調査の実施について、あらかじめ届出する必要があります（条例第50条第3項）。

なお、土地を引き続き事業場として使用する等の要件に該当する場合は、申請により調査を免除することができます（条例第 50 条第 1 項ただし書）。

指定有害物質使用地への該当の有無については、所管の環境事務所または滋賀県琵琶湖環境部環境政策課に備え付けた指定有害物質使用地台帳により確認してください。

（2）条例に基づく土壤汚染改善管理計画の作成および提出の有無

2.（1）の届出による調査結果から、土壤の指定有害物質の汚染状態が土壤基準（滋賀県公害防止条例施行規則（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号。以下「条例規則」という。）第 29 条の 8（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 4 および第 5 に同じ。)) を超過した場合、知事の求めにより土壤汚染改善管理計画を作成し、提出する必要があります（条例第 50 条の 5）。

3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手続確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。加えて、工区別等で記載する場合には、工区等を示した図面等も併せて保存ください。
- ・法・条例等の対象外の土地で汚染された土壤が見つかった場合において、当該土壤を運搬および処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

4. 補足説明

（1）指定有害物質

法第 2 条第 1 項に規定する物質をいいます（条例第 2 条第 5 項）。その他の物質を県の規則により定めることができますが、令和 5 年 5 月現在、県の規則で定めたものではありません。

（2）指定有害物質使用特定施設

指定有害物質を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設をいいます（条例第 2 条第 5 項）。ただし、条例第 49 条においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定施設であるものを除きます。

(3) 土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削（切土）と盛土（土壌を仮置きする場合を含む。）の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合等 4.（4）に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【土地の形質の変更の対象例】 地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

(4) 2.（1）②の適用除外となる行為（条例第 50 条第 2 項）

過去に土壌調査を実施した土地や、指定有害物質使用地外へ土壌を搬出しない等の要件（条例規則第 29 条の 7）を満たした場合は、調査および調査に当たっての届出は不要です。

(5) 指定有害物質使用地

指定有害物質を使用等していた特定施設が、法の施行（平成 15 年（2003 年）2 月 15 日）前に廃止された工場等の土地をいいます（条例第 50 条第 1 項）。ただし、指定有害物質使用地であった土地が法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた場合等には、その時点で指定有害物質使用地には該当しなくなります（条例規則第 29 条の 11 第 6 項）。

指定有害物質使用地への該当の有無については、所管の環境事務所または滋賀県琵琶湖環境部環境政策課に備え付けた指定有害物質使用地台帳により確認してください。

(6) 法および条例の適用関係

法第 3 条第 1 項、条例第 49 条第 1 項および条例第 50 条第 1 項の各規定は、水濁法および条例のどちらに基づく特定施設であるか、ならびに特定施設の使用廃止日（（指定）有害物質の廃止を含む。）により、表 1 のとおり適用されます。

表 1 法および条例の適用関係

	特定施設の使用廃止日（（指定）有害物質の使用廃止を含む。）		
	～H15（2003）.2.14	H15(2003).2.15～ H20(2008).7.31	H20(2008).8.1～
水濁法に基づく 特定施設	指定有害物質使用地	廃止時に調査義務 （法第 3 条第 1 項）	
条例に基づく 特定施設	→形質変更時に調査義務 （条例第 50 条第 1 項）		廃止時に調査義務 （条例第 49 条第 1 項）

6. 問合せ先

大津市を除く各市町の所管地域毎の問合せ先は表2のとおりですので、建設工事等を実施される地域に応じて各環境事務所にお問合せください。大津市における建設工事等に関しては、大津市役所にお問合せください。

表2 問合せ先一覧

所管地域	問合せ先	電話番号
草津市／守山市／栗東市／野洲市	南部環境事務所	077-567-5444
甲賀市／湖南市	甲賀環境事務所	0748-63-6133
近江八幡市／東近江市／日野町／竜王町	東近江環境事務所	0748-22-7758
彦根市／愛荘町／豊郷町／甲良町／多賀町	湖東環境事務所	0749-27-2255
長浜市／米原市	湖北環境事務所	0749-65-6650
高島市	高島環境事務所	0740-22-6066

作成者 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

077-528-3365